

養親族がない場合、所得金額で28万円、パートや給与収入では93万円)を超える場合、均等割が課税されます。

ただし、17年度市県民税は、2分の1の額(市民税1、500円、県民税500円)で課税され、平成18年度は全額が課税されます。

**変更点2.**  
配偶者特別控除の「上乗せ分」が廃止

これまで、配偶者特別控除は、合計所得金額が38万円未満の配偶者を扶養するかたの場合、図3のとおり、配偶者控除額に上乗せして、控除を受けることができました。

今回の改正で、この「上乗せ分」が廃止となりました。

なお、合計所得金額が38万円を超え、76万円未満の配偶者の場合の配偶者特別控除は、これまでどおりの控除額となります。

**変更点3.**  
土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の見直し

土地等譲渡益課税  
税率の引き下げ

土地や建物の譲渡所得に対して課税される市県民税の税率が引き下げとなりました。

特別控除の廃止  
100万円の特別控除が廃止されました。

損益通算の廃止

原則として、他の所得との損益通算及び損失金額の翌年以降の繰り越しは、認めないこととなりました。

その他の分離課税の譲渡所得等の課税の特例についても、税率及び所得の計算方法が改正になっていきます。詳しくはお問い合わせください。

株式譲渡益課税  
税率の引き下げ  
非上場株式等の譲渡益課税の税率が引き下げられます。

**変更点4.**  
配当割額控除額・株式譲渡所得割額控除額

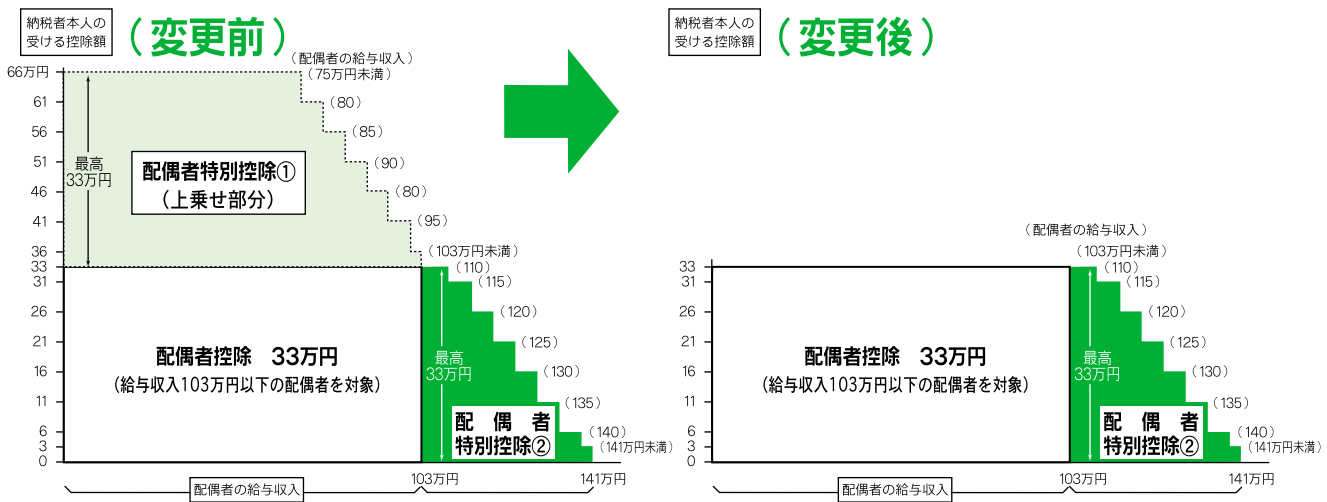
一定の上場株式等の配当や、一定の上場株式等の譲渡益の支払いを受ける際、地方税相当分が控除されることになっています。

これらの所得の申告は選択できますが、申告した際には、これらと合わせて計算した市県民税の所得割額から、先に控除されていた配当割額、株式譲渡所得割額が控除されます。

なお、控除しても残額がある場合には、還付または未納の徴収金に充当します(該当者には通知します)。

## (図3) 配偶者控除と配偶者特別控除のしくみ

(配偶者が給与収入のみの場合)

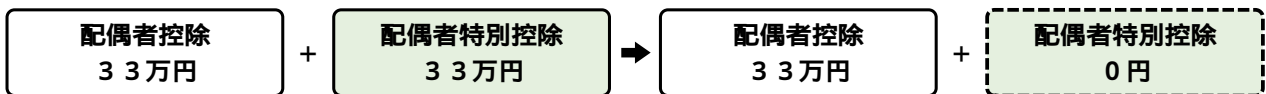


例えば...

配偶者の合計所得金額が5万円(給与収入で70万円)の場合の控除額

改正前 66万円

改正後 33万円(33万円減)



配偶者の合計所得金額が53万円(給与収入で118万円)の場合の控除額

改正前 26万円

改正後 26万円(変更なし)

